

国立大学法人小樽商科大学経営監査室規程

(平成16年6月10日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）に、学長の直属組織として経営監査室を置く。

(目的)

第2条 経営監査室は、本学における業務執行の合理性と合法性の観点から公正かつ客観的な立場で検討し、評価し、これに基づく改善への助言及び監督することを目的とする。

(組織)

第3条 経営監査室に、室長及び室員を置き、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 室長 学長が指名する教員
- (2) 室員 事務職員 2名

(任期)

第4条 前条第1号に掲げる構成員の任期は、2年とする。

2 前項の構成員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、経営監査室の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。